北海道中央バス株式会社定款

制定 昭和19年1月27日 変更 平成28年6月29日

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、北海道中央バス株式会社と称する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - ① 自動車による旅客運送事業
 - ② 自動車整備事業
 - ③ 自家用自動車の運行・整備等の総合管理業
 - ④ 索道事業
 - ⑤ 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業
 - ⑥ スキー場・テニス場等のスポーツ施設、遊園地・動植物園等の娯楽施設及び博物館等の文化施設の経営
 - ⑦ ホテル、旅館、公衆浴場、ドライブイン、飲食店及び駐車場の経営
 - ⑧ 土木、建築、造園、電気設備及び管工事の請負業
 - ⑨ スーパーマーケット、コンビニエンスストア及び食料品・日用品・書籍等の売店の経営
 - ⑩ 広告業及び旅行業
 - ① 自動車学校等の各種学校、学校教育法による専修学校、学習塾、パソコン教室・ワープロ教室等の各種教室の経営及び教育資材の販売業
 - ① 石油製品の販売業
 - ③ 建物、施設及び車両の清掃、保守、衛生、警備等に関する事業
 - ④ 電子計算機等による情報処理サービス並びにソフトウェアの開発及び販売業
 - (5) 自動車、自動車用機器、建設用機械・機器の販売、賃貸及びリース業
 - ⑥ 磁気テープ、ディスク等による情報記録物の企画、製作及び販売業
 - ① 停留所標識、上屋シェルター、待合所の製作及び販売業
 - ⑧ 労働者派遣事業
 - 19 観光ガイド業務の請負業
 - ② 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - ② 福祉用具のレンタル業
 - ② 現金自動預入支払機等の保安、運行等の管理並びに集配金業務
 - ② 介護保険法に基づく介護保険サービス事業及びその他の介護サービス事業
 - 図 サービス付き高齢者向け住宅の管理及び運営
 - ② 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を小樽市におく。

(機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、6,000 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ② 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取 扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人をおく。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当会社の株主名簿の作成及び備え置きその他株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当 会社においては取扱わない。

第 3 章 株主総会

(総会の招集・議長)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度の末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
 - 2 株主総会は、小樽市若しくは札幌市にこれを招集する。
 - 3 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載 又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する ことにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する他の 株主でなければならない。
 - 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第 17 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序によりこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を もって行う。
 - 2 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び 監査役は、これに記名押印する。

(代表取締役の選定)

第 25 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役の選定)

第 26 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名を選定することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」 という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(顧問及び相談役)

第30条 取締役会の決議により顧問及び相談役をおくことができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第32条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する 時までとする。

(監査役会の招集通知)

- 第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、 この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役は、 これに記名押印する。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 40 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第 42 条 当会社の剰余金の配当は、株主総会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日及び配当金の除斥期間)

- 第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社 はその支払いの義務を免れる。

附 則

第20条の規定にかかわらず、平成27年6月26日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成29年開催の定時株主総会終結の時までとする。本条は、期日経過をもって削除する。